

ヒスパニック系移民と現代アメリカ政治 ——「移民のいない日」(2006年5月1日)の衝撃——

Hispanics as the largest minority in the United States

高橋 善隆

Yoshitaka TAKAHASHI

要 旨

アメリカ合衆国で最大のマイノリティ集団となったヒスパニックは政治の世界にどのような影響を与えているのか。2008年の大統領選挙ではニューメキシコ、ネバダ、フロリダなど民主党が共和党から奪った多くの州でヒスパニックの動向が重要であったとされている。2004年には必ずしも民主党支持を明確に示さなかったヒスパニックが2008年にはオバマの勝利に貢献したのはなぜなのか。

また人口構成の上でのシェアの拡大ばかりでなく社会的内実や質の変容においてヒスパニックはアメリカ社会にどのような変化を及ぼしているのか。

移民法改正をめぐる政治過程、移民に敵対的なカリフォルニア州の住民提案との対抗関係、西海岸にみられる新たな労働運動の担い手としてのヒスパニックの活動、などの検討を通じてヒスパニックが現代アメリカに与えているインパクトと更なる潜在的可能性について考察してみたい。

はじめに

ヒスパニック系移民は2000年の国勢調査で3530万5818人を記録し、アフリカ系を抜いて最大のマイノリティ集団となった。現在では米国の人口約3億400万人のうち4670万人を占めている。長期の推計では2042年にマイノリティが米国の多数派となり、2050年には米国人の三人に一人がヒスパニックになるとの予測もある。

現在でもカリフォルニア、テキサスなどの重要な州で人口構成の32%を占め、2008年の大統領選挙では民主党から共和党が奪った9州のなかで、ニューメキシコ、フロリダ、ネバダではヒスパニック系の動向が大きく影響したとされている。オバマ政権ではヒルダ・ソリスが労働長官、ケン・サラザールが内務長官に指名され、ソニア・ソトマイヨールが最高裁判事に指名されるなど要職においてもヒスパニックの政治的影響力は拡大している。また2009年にはロサンゼ

ルス市長ビヤゴイザが再選を果たすなど地域においても新たな潮流を生み出している。

本論では、現代アメリカ政治におけるヒスパニック系移民の影響力を分析するための予備的作業として、アメリカ移民法制史におけるヒスパニック系の動向と、1990年代以降のヒスパニック系移民をめぐる象徴的出来事を考察の対象としたい。第一章では、ジョンソン・リード法(1924)、ブラセロ協定(1942-64)、ハートセラー法(1965)、シンプソン・ロディーノ法(1986)をめぐる、ヒスパニック系移民がどのような立場におかれたのかを検討する。またヒスパニック系からの対応、社会運動の具体例として、1960年代にセサル・チャベスの統一農業労働者組合(UFW)が果たした役割や彼らが直面した課題について要約しておきたい。第二章では1990年代以降の事例として、センセンブレナー法案への反対運動、「移民のいない日」の衝撃、ロサンゼルス市政やカリフォルニア州において顕在化した移民をめぐる争点などについて検討を試みる。第三章では、2008年大統領選挙におけるヒスパニック系移民の動向を考察の対象とする。

第一章 アメリカの移民法制とヒスパニック系移民

(1) 移民をめぐる逆説

膨大な失業者を抱えるアメリカがなぜ移民を吸収し続けるのか？ そもそも、人はなぜ移動するのか？ 受入国はどうなるのか？ 送出国はどうなるのか？ 移民自体はどうなるのか？ こうした基本的問題についても対照的な解釈がなされている。受入国の労働市場はどうなるのか。国内労働者の雇用を脅かし失業率を増大させるのか。経済に活力を与え雇用を創出するのか。移民の享受する社会的サービスは財政負担か、それとも移民自体が有力な税負担者なのか。¹⁾

都市経済をささえる低廉なサービス産業の担い手であり、ソーシャル・ムーブメント・ユニオニズムと呼ばれる新たな労働運動の担い手でもあるヒスパニック系移民は、カリフォルニア州プロポジション187(不法移民への公共サービス停止)の標的とされるなど保守派にとっては批判の対象となっている。

国民国家・国民経済の時代とされる戦後高度成長期には、通説に反して各国政府は移民に開放的であり、グローバル化の時代にむしろ規制強化、選別化を推進しているという逆説もある。²⁾

移民をめぐる対照的な解釈がなされ、方向性の異なる影響力が交錯するなかで、問題の所在を明らかにするためには移民法制の変化を概観しヒスパニック系移民のおかれてきた状況を理解することが出発点となるだろう。³⁾

(2) アメリカ合衆国における移民法制の展開

移民により建国され移民を国力の基盤としてきたアメリカ合衆国が、例外的に原国籍による選別を行っていたのが、1924年から64年に至る QuotaLaw 時代である。1924年のジョンソン・リード法は1890年の国勢調査に基づきホワイト・エスニックの人口比率に応じて居住者の2%に各国別割当を設定した。1927年には1920年の国勢調査に基づき割当が再設定されるとともに移民受け入れの上限が15万3714人に限定された。これは1880年代以降激増した新移民1800万人への対応として、東欧系・南欧系の後発移民を排除する目的があったとされる。また南西部アグリビジネスの影響からメキシコ系など西半球の移民には制限がなく、他方アジア系は全面禁止という地域的偏向もあった。⁴⁾

1942年にはアメリカ、メキシコ両政府間でブラセロ協定が締結された。これはアメリカの第二次世界大戦参戦を受けて、労働力不足を補完するため、年度ごとに契約更新がなされる季節労働者を対象にしたものである。ブラセロ協定による流入者は戦時下で毎年5万人程度、戦後は1956年の44万5197人をピークに1964年に至るまで年平均25万人、全体としては23年間で464万6207人がプログラムの対象となった。正規の農業労働者にとってブラセロは、組織化を妨げスト破りの温床となり労働条件を低下させるものとみなされ、1964年に廃止された。⁵⁾

また1965年には「原国籍による選別」という割当制の制度趣旨に対する批判からハートセラー法が制定された。「志願者の出生地という個人には選択の余地がない偶然を、受入れの基準とすることはアメリカ社会の理念に反する」という考え方である。①志願者の技能・職能 ②離散家族の再結合 という2つを選別の基準に設定し、上限として東半球17万人、西半球12万人が認められた。この法案は社会的内実として、戦火を逃れた欧州移民の「家族呼び寄せ」を意図した

Braceros Entering the United States Under Contract, 1942-1964					
1942	4,203	1950	67,500	1958	432,857
1943	52,098	1951	192,000	1959	437,643
1944	62,170	1952	197,100	1960	315,846
1945	49,454	1953	201,388	1961	291,420
1946	32,043	1954	309,033	1962	194,978
1947	19,632	1955	398,650	1963	186,865
1948	35,345	1956	445,197	1964	177,736
1949	107,000	1957	436,049		

Source: U.S. Congress, Senate Committee on the Judiciary, *Temporary Worker Programs: Background, and Issues*, 96th Congress, 1st Session (1980).

図表 1 ブラセロ協定で入国した移民の推移

出典: Dinnerstein&Reimers 2009 P.155

ものだったが、技能により入国したアジア人が膨大な家族を呼び寄せるなどの予期せぬ現実をもたらした。また正規農業労働者の意向を反映して24年法の下では無制限だった西半球に12万人の上限が課せられメキシコ系は最大2万人と設定された。ハートセラー法には国境管理や懲罰に関する精緻な規定がなく大量の非合法移民を生み出すことにもつながった。

ブラセロ協定の廃止を受け、メキシコ政府は雇用創出を目的として国境工業化計画（マキラドーラ計画）を推進したが、これは農村から都市へ、農村から工場への人口流出を飛躍的に拡大し、非合法移民を増加させる要因となる。非合法移民の流れは農業分野にとどまらず都市のサービス経済にも拡大されることになった。

1986年のシンプソン・ロディーノ法は、一定の条件を満たした非合法移民の合法化を目指し、最終的に300万人にアムネ스티を与えたが、非合法移民の雇用者に対する罰則をも規定していた。その内容は①5年以上アメリカに滞在し、これを証明する文書があれば合法化、②非合法移民と知ったうえで雇用した経営者への処罰、③移民帰化局・国境警備隊の強化とともにH2Aと呼ばれる契約農業労働者を認める（ゲストワーカー計画）などである。

1976年以来活動を続けていた「連邦議会ヒスパニック幹部会議」は法案成立時にロイバル、ゴンザレス、ガルサ、ルーハン、ガルシア、トーレス、マルチネス、リチャードソン、オルティス、ブスタマンテと10人の下院議員を擁していたが採否に関しては賛成4、反対6と立場が分かれた。賛成した議員の意向も「移民政策に何らかのかかわりを持つため、この不完全な法案を支持する」「なんとしても非合法移民を放置することだけは避けねばならない」といった消極的なものであった。⁶⁾

(3) セサル・チャベスとエスノ・ポリティクス

戦後期のアメリカ社会において、最も象徴的なヒスパニック系の指導者といえばセサル・チャベス(1927 - 92)であろう。統一農業労働者組合(UFW)を率いてフレズノ、デラノなどカリフォルニアの葡萄栽培をめぐる農業労働者を組織化していた人物である。彼は1952年以来、メキシコ系住民の政治参加を推進するための選挙人登録を運動として手がけていたが、1962年以降農業労働者の問題に専念しNFWAを結成した。デラノ・ストライキ(1965 - 70)に際してフィリピン系農業労働者組合AWOCからメキシコ系移民のスト破りを取締るよう要請されたため両者は合同しUFWを結成するに至る。彼は①エスニック・マイノリティとしてのエスノ・ポリティクス、②農業労働者の経済的利益、③劣悪な環境におかれた移民をめぐる社会正義の問題、を課題としていたがこれらの問題は局面によっては矛盾することになった。

当時メキシコ系の人々はチカノ運動という形で自分たちのアイデンティティを確立しようとしていた。コーキー・ゴンザレスは「メキシコ系青年の地位向上と意識の目覚め」を目標として

1969年デンバーにおいて「チカノ青年解放会議」を結成し、「アストランの精神的計画」としてアステカ文明を自らのアイデンティティに結びつけている。またホセ・アンヘル・グティエレスは歴史教育においてチカノ史を再構成するため、1966年にメキシコ系アメリカ人青年組織MAYOを結成し、妥協なくメキシコ系の人々のために機能するチカノ組織を築くため1969年に「統一民族党」を結成した。

こうした人々は褐色の肌を持ちアグリビジネスに立ち向かう闘士として、チャベスに共感し、農場ストに参加することになる。しかしチャベスの実現しようとしたものはフィリピン系・メキシコ系の境界を越えた農業労働者の利益であり、カリフォルニア農業の労使関係を越えたアメリカ人にとっての社会正義であったといえる。メキシコ系非合法移民は、経営者がスト破りに利用する存在であり合法的農業労働者の利益を損なうものとなる。しかしチカノ運動の人々からみれば非合法移民も「同胞」ということになるのである。

チャベスは「統一民族党」と結びつくことなく民主党を支持し続けたが、非合法移民に対する政治姿勢は次第に慎重なものとなる。1971年カリフォルニア州において、非合法移民の雇用主に対する罰則を法制化した「アーネット法」が成立した。チャベスやUFWはこれを支持したが、チカノ運動の猛反発が現実となるにつれ、これに続く連邦レベルでの雇用主罰則条項法制化には、態度を保留することになる。

「非合法移民は自分たちの兄弟であり姉妹である。彼らが合法居住者としてアメリカに入国できるようにすべきというのがUFWの立場である。しかし彼らがスト破りとして利用されることは許されない。」⁷⁾

「エスノ・ポリティクス」、「合法的農業労働者の利益」、「アメリカ人としての社会正義」、これらが交錯する政治過程の中で、シンプソン・ロディーノ法制定後もなお、非合法移民の合法化・ゲストワーカー計画・国境警備の強化などの問題群が今日に至るまで未解決の争点として議論されている。

第二章 ロサンゼルスでのヒスパニック系移民と社会運動ユニオニズム

(1) 西海岸における新たな労働運動の潮流

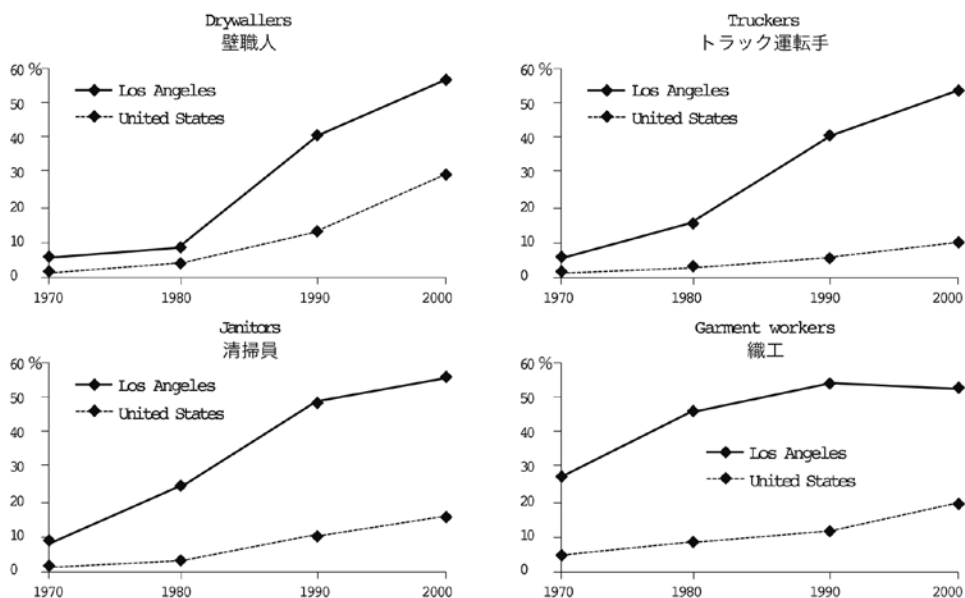
1990年代以降、今日に至るヒスパニック系移民の動向を理解するには、狭義の農業労働者にとどまらず、都市のサービス業従事者に着目する必要がある。介護労働者やジャンター（ビル清掃業者）など都市経済に欠かせない不安定サービス雇用の領域である。1970年代の時点ではロサンゼルス市の人口構成において73・7%が白人であり、ヒスパニックは14・6%、アフリカ系は8・1%に過ぎなかった。しかし今日では人口の49%をヒスパニック系が占めるにいたっている。

職種ごとの人口構成を比較してみると壁職人 (Drywallers) については1970年に白人が80・7%、ヒスパニックが16・1%であったのに対し、2000年には白人が24・6%、ヒスパニック系が70・6%と急激に変化している。トラック運転手についても1970年に白人が75・4%、ヒスパニックが16・5%であったのに対し2000年には白人が35・4%、ヒスパニックが50・3%と共通の傾向が見て取れる。こうした変化は象徴的存在であるジャンターにも顕著であり1970年に白人が52・0%、ヒスパニック系が22・1%であったのに対し2000年には白人が14・1%、ヒスパニックが74・7%と大きく変化している。1990年代における多くの争議やジャスティス・フォー・ジャンター・キャンペーンはこうした人口構成の変化を反映して展開されたものといえる。⁸⁾

戦後期における労働運動、とりわけAFL - CIOの合同した1955年から95年にかけては「ビジネス・ユニオニズム」と呼ばれる考え方が支配的であり、賃金や雇用主提供型医療保険など組合員の利益を優先する形で運動が展開された。

「移民は組合員の雇用を奪う」「大企業のジュニア・パートナー」「ベトナム戦争支持の最後の砦」さらには女性蔑視と非民主的な幹部支配など多くの問題点を露呈していたのである。

1995年以降AFL-CIO指導部は刷新され、スウィニー執行部・「ニューボイス」グループのもとで社会全体の公正をも重視する「ソーシャル・ムーブメント・ユニオニズム」が開始されること



図表 2 労働者に占めるヒスパニック系移民の割合 1970-2000

出典: Milkman 2006 p.111

になる。西海岸では、ヒスパニック系、アジア系、女性労働者などが新たな潮流の担い手として活力の源となっているのである。⁹⁾

いわゆる「ジャスティス・フォー・ジャンター・キャンペーン」はサービス業労組 (SEIU) を中心に、1990 年から 2000 年にかけてヒスパニック系移民のビル清掃業者を組織し展開された。発端は 1980 年代に清掃業務が直雇用から下請化され、担い手がアフリカ系から中南米系へと変化する中で組織率が低下したことにある。医療保険も年金も持たず不安定な雇用にさらされているビル清掃業者たちが対抗戦略として「非暴力・不服従」の大規模抗議デモをビル所有者、管理会社に仕掛け、世論とメディアに訴える戦略である。様々なネットワークとの結びつきによって地域社会の多数派から支持を獲得し、3 週間のストにより委託料の 26 % 引き上げと医療保険を勝ち取っている。SEIU はこのほかにも在宅介護者 7 万 4000 人の組織化など多くの分野で新たな成果を示した。¹⁰⁾

ヒスパニック系の指導者としてはリンダ・チャベス・トンプソン (1944 -) 女史が、スウィニー執行部のもとで 1995 年から 2007 年まで AFL-CIO 本部の副会長を務めた。女性初、メキシコ系初の要職とされている。また前章で考察したセサル・チャベスのもと UFW の指導者としてデラノ・ストライキを担ったミゲル・コントレラス (1952-2005) はその後「ホテル業・レストラン従業員労組」(HERE) ローカル 11 の代表として活躍し、カリフォルニア大学バークレー校やロサンゼルス校に「ミゲル・コントレラス・労働プログラム」(MCLP) が設立された。彼の妻マリア・エレナ・デュラゾ女史は、グアテマラ出身であり UNITE/HERE ローカル 11 の指導者を引き継ぐとともに、ロサンゼルス郡労働総同盟の特別財務官を勤めた。2008 年の大統領選挙では Obama for President Campaign Committee の共同議長として活躍している。¹¹⁾

(2) 「移民のいない日」の衝撃

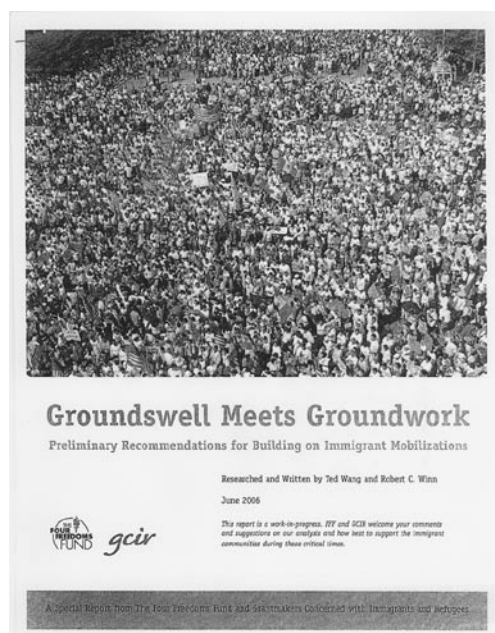
1986 年シンプソン・ロディーノ法の成立を受けて、同年「カリフォルニア移民労働者協会 (CIWA)」が設立された。これはアムネ스티により合法化された移民を民主的に組織することが目的だった。CIWA は 91 年のアメリカン・レーシング・イクイップメント社スト、92 年の壁職人による山猫ストなどを支援し、大きな成果を残している。この潮流が 2006 年の移民法論争においても「3 月 25 日」連合、「私たちはアメリカだ」連合などのひとつの中心を形成してゆくことになる。¹²⁾

2001 年 9 月 11 日の同時多発テロ以降、移民法をめぐる論点は「国境警備」「不法移民への懲罰」「反テロリズム」などの論点に傾斜し、2005 年 12 月 16 日センセンプレナー法案 (HR4437) が下院で可決された。賛成 236 反対 182 棄権 13 の圧倒的多数であった。これは非合法的な越境や不法滞在を「重罪」とし、不法入国者を支援するものも重罪とする治安立法である。同時に国境に新た

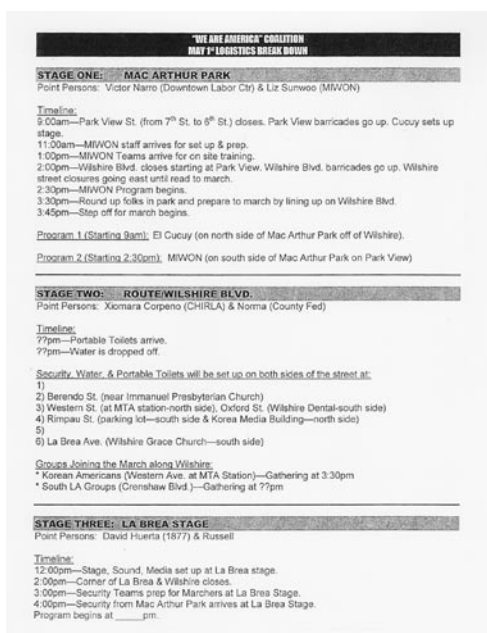
な700マイルのフェンスを建設し、不法移民の雇用主に1万ドルの罰金を課し、再犯者は最高30年の収監という厳しい内容の法案だった。取締り強化や罰則化は、エスニック・プロファイリングを助長し、ヒスパニック系を犯罪視することにつながりかねない。また不法移民への支援者が刑事罰の対象となることには多くの人権団体からも反対された。セサール・チャベスの盟友であったドロレス・ウェルタ女史やロジャー・マホーニー枢機卿などの重鎮も批判の声を上げた。

2006年3月10日から5月1日の間に全米100都市で50万人の人々が街頭デモに参加し意思表示を行った。ロサンゼルスでは3月25日に100万人、5月1日に50万人と公民権運動のピークをも凌ぐ運動の高揚が見られた。5月1日の街頭デモと経済的ボイコットは「移民のいない日」と呼ばれ、地域経済にすさまじい余波を及ぼし、商業地区の事業停止などの衝撃を与えた。こうした動きはロサンゼルスのみならずシカゴで50万人、ニューヨークで35万人が参加するなど全国レベルで展開されたのである。¹³⁾

こうした流れを受け、治安立法のみで構成された移民法の制度化は挫折し、永住権・市民権付与・ゲストワーカー計画をも含めた包括的移民法案が議論されることになる。上院ではケネディ・マケイン案がリベラルな内容、フリスト案が治安立法、コーニン・カイル案が両者の折衷という状況だったが、新たな包括的妥協案としてヘーゲル・マルチネス法案の審議が開始されるのである。



図表 3 「移民のいない日」主催者の総括報告書
(UCLA レーバーセンターへの調査で入手)



図表 4 「移民のいない日」当日のタイムテーブル
(Victor narro氏へのヒアリングで入手)

AFL - CIO に対抗し 2005 年に「勝利のための連合 CTW」を結成していた SEIU や UNITE-HERE は「全国移民フォーラム」などとともに「アメリカにおける新たな機会創出のためのキャンペーン NAOC」を設立しケネディやマケインとも密接に行動していた。しかし彼らの目指す法案は市民権付与ばかりでなく経済界が要求する短期就労者ゲストワーカー計画をも含んでいた。AFL-CIO や「移民と難民の権利全国ネットワーク」などの人権団体はゲストワーカー計画には反対の立場である。保守・リベラルともに分裂する中で「市民権への 3 段階の道」「150 万人の農場移民へのゲストワーカー計画」「370 マイルの国境フェンス設置」などを盛り込んだヘーゲル・マルチネス法案は暗礁に乗り上げたのである。

公民権運動のピークをも凌ぐ「移民のいない日」の高揚を受けて 2006 年の中間選挙では民主党が勝利を収め、議会の構成は大きく変化する。共和党の提出した包括的移民制度改革法案は 2007 年 6 月 28 日に上院で否決となった。¹⁴⁾

(3) ロサンゼルス市政、カリフォルニア州政治とヒスパニック系移民

2005 年、ロサンゼルス市長となったピヤゴイザ氏は 2009 年 3 月に再選を果たした。彼はオバマ大統領の政権移行チームにも名を連ねた著名な政治家であり、ロサンゼルス市の人口構成を考えればヒスパニック系現職市長が再選されるのは当然ともいえる。しかし選挙当日は、有権者登録を済ませた 159 万 6165 人のなかで投票した市民は 23 万 9374 人と全体の 15 % に過ぎなかった。ピヤゴイザ市長の得票は 12 万 7955 人 (55.5 %) と過半数を超えたものの、2005 年の得票総数 28 万 9116 人から激減したともいえる。人口構成の推移に比例してヒスパニック系の政治的影響力は着実に増加しているものの、市民の多数派は醒めた感覚で市政をとらえている現実がある。¹⁵⁾

カリフォルニア州政治の場合、錯綜した政治状況はより顕著であり、共和党ウィルソン州知事 (1991-99)、民主党デービス州知事 (1999-2003) の時代を通じ知事選や国政選挙にあわせて移民をめぐる多くの住民提案が投票にかけられた。その多くは白人が急速に少数派となっていく地区において、経済的・社会的不満の原因として移民を攻撃対象とするものだった。

プロポジション 187 は「不法移民に対する公的社会サービス、緊急時を除く医療サービス、公教育を禁止する」住民提案である。ウィルソン州知事の再選、国政における中間選挙にあわせて 1994 年 11 月 8 日に投票が行われ、賛成 59 % 反対 41 % で可決されてしまった。共和党のマウントジョイ州下院議員や彼を支持する SOS 委員会 (Save Our State) の起草によるもので、アラン・ネルソンやハロルド・エゼルといった移民帰化局長官、地区長官経験者が名を連ねている。SOS 委員会自体はロサンゼルス郡と隣接するオレンジ郡の反移民団体である。白人の 63 % のみならず、アジア系・アフリカ系の 47 %、ヒスパニック系の 23 % も賛成という結果だった。危機

の州財政の再建とともに、自分たちの税金が年間50億ドルも不法移民のために使用されているのが我慢ならないという趣旨であったが、精緻な試算とともにその根拠は反論されてしまう。サービス停止による節約は年間2億ドル、しかし移民たちの法的地位確認にかかる事務手続きのコストに1億ドル支出増、不法移民の子どもに学校教育を停止するなど連邦法に抵触するため連邦政府プログラムからの支出が154億ドル削減されてしまうことが明らかになった。1995年11月20日、「移民政策は連邦の管轄である」という理由から連邦地裁は施行を差し止めし、1997年11月15日、連邦裁判所判事によって住民提案の無効が確定した。¹⁶⁾

次にプロポジション209である。これはリンドン・ジョンソンが1965年に行政命令11246として公布したアファーマティブ・アクションを廃止しようというものである。人種や性別による優遇は逆差別をもたらすという趣旨が述べられている。1996年11月5日にクリントン大統領再選や上下両院選挙と同時に投票が行われ、結果は55%対44%で可決されてしまった。同年11月27日、サンフランシスコ地裁で違憲判決が出たものの、97年4月9日連邦裁判所で合憲判決、同年11月3日には連邦最高裁が、試行阻止請求を審理しないと決定しカリフォルニア州でのアファーマティブ・アクション廃止が決定してしまった。

中道右派への支持基盤拡大を意図するクリントンは95年7月19日に「過度のアファーマティブ・アクションは逆差別にあたる」と発言し、96年8月22日には合法移民への福祉支出を237億ドル削減する連邦社会福祉法に署名するなど保守よりの政策をみせていたが、再選を果たすと97年1月29日に「プロポジション209は違憲であり試行されてはならない」と述べ混迷ぶりを露呈した。

またカリフォルニア大学は、大学理事26名中18名が知事の政治任命ということもあり、共和党知事下の95年7月20日にアファーマティブ・アクションを廃止したものの、民主党知事の下では2001年5月16日に全会一致で廃止を撤回するなど同様に混迷している。現在では人種ごとの入学枠組ではなく、各高校の成績上位者4%に合格を許可する「4%解決策」によりマイノリティの通学する高校にも現実的対応を試みている。¹⁷⁾

1990年代以降のカリフォルニア州政治は、長期的趨勢として少数派に転落しつつある白人保守層が強力な反移民の動員を試みる状況にあった。ヒスパニック系やリベラル派の対抗動員もみられたものの、連邦政府の錯綜する移民政策がさらなる混迷をもたらしたといえるのではないか。

第三章 2008年の大統領選挙とヒスパニック系移民

2008年11月4日の選挙は、民主党候補バラク・オバマが365対173の大差で共和党マケイン候補に圧勝し、上下両院でも民主党が多数を確保した。大統領選挙の基本的構図は2000年、2004年と同様、東部と西海岸が民主党、南部とロッキー山系が共和党、中西部諸州とペンシルバニ

ア・フロリダが激戦州という形でキャンペーンが展開された。2004年と2008年の大きな相違点のひとつは、ヒスパニック系の動向がはっきり民主党支持を示したことであろう。

前回の選挙においてヒスパニック系の支持は民主党55%に対し共和党45%であり、テキサス州に至っては民主党41%共和党59%と逆転していた。マイノリティは伝統的に民主党と親和するが、ブッシュはフロリダ州知事の弟がヒスパニックと結婚するなどネットワークがあり、ヒスパニック系に好意的な政策プログラムを用意するなど様々な事情があった。またフロリダのヒスパニックはカストロを批判しキューバを去った人々が多く保守的傾向を持つとされる。

2008年は対照的にヒスパニック系が明確に民主党支持を示した。合衆国全体としてはヒスパニック系の67%がオバマを支持し、マケインの支持者は31%にとどまった。ヒスパニックが人口構成の32%を占めるテキサス、カリフォルニアでも(有権者登録を済ませた層はやや減少するものの)ヒスパニック系の動向は大きな影響を持つ。投票者の20%をヒスパニックが占めるテキサスではヒスパニックの63%がオバマを支持した。同様に投票者の18%を占めるカリフォルニアでも74%がオバマ支持を明確にしたのである。¹⁸⁾

また前回ブッシュが勝利したにもかかわらず今回オバマが獲得した州は9つあり、ニューメキシコ・ネバダ・コロラド・フロリダの4州ではヒスパニック系の動向が大きく影響したとされている。ニューメキシコの場合、州知事がヒスパニック系のビル・リチャードソンということもあり、ヒスパニック系の69%が民主党を支持した。前回は27%上回っている。ネバダではヒスパニック系の76%が民主党を支持しこれも前回は33%上回った。フロリダでも同様にヒスパニック系の57%が民主党を支持し前回は27%上回った。さらに民主党大会が開催されたコロラドでもヒスパニック系の61%が民主党を支持している。投票者全体に占めるヒスパニック系の比率はニューメキシコ40%、ネバダ15%、フロリダ14%、コロラド13%となっており、いずれの州でも民主党の逆転に欠かせない要因であったといえるだろう。¹⁹⁾

こうした文脈を受けオバマ政権にはケン・サラザール内務長官とヒルダ・ソリス労働長官がヒスパニック系の閣僚として入閣した。とりわけヒルダ・ソリス女史はこれまで論述してきた西海岸の労働運動とも深い関係があり同時に父親はメキシコ移民、母親はニカラグア移民という背景を持っている。カリフォルニア州議会下院議員を2年、州議会上院議員を6年務めた後、2001年以降、ヒスパニック系有権者が数多く居住するカリフォルニア32区で下院議員を務めている。反NAFTA、親労組の非営利団体アメリカン・ライツ・アット・ワークの理事を務めるなど代表的なプロ・レーバーでもある。

現在アメリカ議会では、従来の全国労使関係局NLRBによる組合認証選挙をせず、従業員から授権カードを過半数集めて組合承認を迫る手続きが法制化されようとしている。「従業員自由選択法」(HR800 Employee Free Choice Act)は2007年3月1日に241対185で下院を通過した後、6月26日に上院でフィリバスターにかかっている状態である。こうした法制化がソリス長官

の下で実現すればヒスパニック系や女性を活力としてきたソーシャル・ムーブメント・ユニオニズムはさらに活性化されることになるだろう。²⁰⁾

結びにかえて

本論ではヒスパニック系移民と現代アメリカ政治について、移民法制、労働運動、ロサンゼルス市政、カリフォルニア州政治、大統領選挙などを中心に検討してきた。前提とされるのは人口構成の上でシェアを拡大させることによりヒスパニックの政治的影響力が拡大されてゆくという視点である。しかしその影響力は政治の質や世界観にも及んでいることを看過してはならない。

ルース・ミルクマンは西海岸の労働運動が、これまで困難とされてきた移民の組織化に成功した理由として、①職場や居住地区を通じて移民の社会的ネットワークが形成され、それがカトリック教会によって補強されていること、②中南米のヒスパニック系にみられるように彼らは出身国で労働組合や社会運動に関与した経験があり、連帯主義的世界観を共有していること、③アメリカ国内での差別（住民提案 187 および 209 にみられるような反移民的動き）に対抗するには結束する必要があること、の3点を指摘している。ネットワーク機能や連帯主義的世界観は労働運動全体を成熟させてゆく可能性がある。²¹⁾

従来 AFL-CIO が展開してきたビジネス・ユニオニズムは、賃金や雇用主提供医療保険など組合員の利害を優先し、社会問題への関与に消極的だったといえる。これに対し西海岸で展開されている社会運動ユニオニズムは、当事者の利害でなく、「アメリカ人の社会正義」として問題を設定している。ジャスティス・フォー・ジャーナター・キャンペーンはその典型である。²²⁾

「移民は AFL の雇用を奪う」と述べたサミュエル・ゴンパース以来労働組合内部にはある種の反移民感情がある。これに対し、現 UCLA レーバーセンター所長ケント・ウォンらが 1992 年にアジア・太平洋系アメリカ人労働者連合 (APALA) を設立して以来、移民政策の転換が提起され、2000 年 2 月 16 日、AFL-CIO は「非合法移民の雇用主に対する制裁撤廃」「更なる 600 万人のアムネ스티」を掲げるにいたっている。

2006 年 5 月 1 日「移民のいない日」の衝撃を、「出来事」ととどめることなく連帯主義的世界観を共有していくことができたなら、この潮流はアメリカ社会に寛容と共存を実現してゆくための大きな力となるだろう。

注

- 1) 国際労働力移動の原因、方向性、労働市場への編入、移民の適応について包括的整理を行った論文としては A.Portes and M.P.F.Kelly, "Image of Movement in a Changing World: A Review of Current Theories of International Migration" in *International Review of Comparative Public Policy*, JAI Press, 1989. を参照。
- 2) 移民をめぐる逆説については拙稿「国際労働力移動の逆説について—英国の移民政策を中心に」『法学

- 新報』第112巻第7・8・9号、2006年3月30日発行、333-342頁を参照。
- 3) アメリカ合衆国における移民の構成とその推移については Alejandro Portes and Ruben G.Rumbaut, 2006, *IMIGRANT AMERICA A Portrait*, (Third Edition) University of California Press, Berkeley・Los Angeles・London. を参照。
 - 4) アメリカの移民法制については David Weissbrodt, *Immigration Law and Procedure*, West Group, St. Minnesota, 1998. を参考にした。
 - 5) ブラセロ協定で入国した移民の推移については Leonard Dinnerstein & David M.Reimers, 2009, *Ethnic Americans: A History of Immigration*, (Fifth Edition) p.155 を参照。
 - 6) シンプソン・ロディーノ法の制定過程については村田勝幸『〈アメリカ人〉の境界とラティエのエスニシティ』東京大学出版会、2007年、124-134ページを参照。
 - 7) 村田勝幸、2003年、「引き直された境界線—チカノ運動、セサル・チャベス、非合法移民』『浸透するアメリカ、拒まれるアメリカ』油井大三郎、遠藤泰生編、東京大学出版、121頁。
 - 8) Ruth, Milkman. 2006, *L.A.STORY, : Immigrant Worker and the Future of the US Labour Movement*, Russell Sage Foundation, NewYork. pp.104-113.
 - 9) アメリカ労働運動の2つの潮流については拙稿「ソーシャル・ユニオンイズムと現代アメリカ政治—ヒスパニック系移民の動向を中心に—」跡見学園女子大学文学部紀要、第41号、2008年3月15日発行、を参照。
 - 10) アメリカ企業の世界展開、市場原理主義の興隆をアメリカ労働運動の脆弱性と表裏一体のものとして批判的に検討し、西海岸の新たな運動を評価する研究としては、Rick Fantasia & Kim Voss, 2004, *HARD WORK: Remaking the American Labor Movement*, University of California Press, Berkeley and Los Angeles, California. がある。他方、SEIUの非民主的組織運営、集権的ローカルブランコの統合をネオ・ゴンパース主義として批判する研究としては Fletcher, Bill Jr, and Gapasin Fernand, 2008, *Solidarity Divided, : The Crisis in Organized Labour and New Path toward Social Justice*, University of California Press, Berkely and Los Angeles, California. がある。
 - 11) 平成19-21年度文部省科学研究費補助金（基盤研究）「移動と情報ネットワークの政治学 - 帝国と越境するマルチチュード」（研究代表 加藤哲郎 一橋大学教授）において筆者は「ヒスパニック系移民とアメリカ労働運動」を担当している。本論はワシントン・ロサンゼルスにおける第三回海外研修（2008年12月14-22日）を契機に執筆された。近年の動向についてはUCLAレーバーセンターで入手した資料、ケント・ウォン所長、ジョアン・トクマル女史、ビクター・ナロー氏からのヒアリングに依拠している。
 - 12) 移民労働者の組織化について、1986年から2008年を概観し、CTW結成から「移民のいない日」に至る象徴的出来事を総括した研究としては、Victor Narro, “¡Si se puede! Immigrant Workers and The Transformation of the Los Angeles Labor and Worker Center Movements” *LOS ANGELES PUBLIC INTEREST LAW JOURNAL*, Vol.1, Spring 2009. がある。
 - 13) 「移民のいない日」（2006年5月1日）については当日のタイム・テーブル、主催者総括の報告書などをUCLAレーバーセンターにてビクター・ナロー氏から入手した。
 - 14) センセンプレナー法案を契機とし、移民法改正をめぐる展開された政治過程については Victor Narro, Kent Wong, & Janna Shadduck-Hernandez, “THE 2006 IMMIGRANT UP RISING Origin and Future”, in *New Labour Forum*, Volume16, Issue-1, Winter, 2007. を参照。
 - 15) 2009年3月に行われたロサンゼルス市長選の結果については以下のサイトに依拠した。
<http://laist.com/2009/03/04/election-results-mayor-villaraigosa.php>
 - 16) プロポジション187をめぐる政治過程については賀川真理『カリフォルニア政治と「マイノリティ」—住民提案に見られる多民族社会の現状—』阪南大学叢書73、不磨書房2005年、88-102頁を参照。
 - 17) プロポジション209については同上書145-156ページを参照。
 - 18) 2008年大統領選挙の結果についてはCNNのウェブサイトにも依拠した。
<http://www.cnn.com/ELECTION/2008>

Election Center 2008-Election Result & Politics News from CNN.com.

- 19) 2008年の大統領選挙とヒスパニック系移民の動向については、拙稿「アメリカ民主党の支持基盤とその変容—エスニックマイノリティ、労働組合、南部問題の交錯—」『跡見学園女子大学人文学フォーラム』2009年、Vol.7.を参照。
- 20) HR800 Employee Free Choice Actをめぐる議会の動きについては、UCLAレーバーセンターのジョアン・トクマル女史から入手したAPALA（アジア太平洋系アメリカ人労働者連合）Congressional Voter Guide 2008.に依拠した。
- 21) Ruth, Milkman, 2006 *L.A. STORY*, pp133-140.
- 22) 労働運動と多様な社会運動の融合によりその質的変容と高揚を展望する研究としては Clawson Dan, 2003, *The Next Upsurge: Labour and The New Social Movement*. ILR Press an imprint of Cornell University Press. Ithaca London. がある。